

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁が私が申請した生活保護を却下したのは違法である。却下理由で骨折の治療とされているが私はずっとA市に居た時から薬物後遺症で通院しており、それで治療にも行けていない(金がない)。妻もウツの病がある。

(2) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成29年8月25日付けの本件決定通知書には、「請求人は今回、処分庁へ生活保護の申請されるまで、骨折の治療をされていましたが、状態は良くなっていると申し出があり、8月以降は全く通院していない状況です。妻は何ら阻害要因を見出せない状況ですが、仕事をしております。

仕事をする能力があるにもかかわらず、これを活用する努力が認められないため、法第4条(保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。)に定める保護の要件をみたしていないことから生活保護の申請を却下します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年10月17日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経過

(ア) 平成29年8月3日

保護申請。請求人の申請理由は「足を骨折して仕事をクビになり、元々薬物依ぞんしょうの病気がある為仕事ができずお金がない為」であった。

請求人は平成29年5月までA市で生活保護を受給しており、大阪で就労するため生活保護を辞退した。

請求人は就労先で仕事に同僚とトラブルを起こし、左足指を骨折し、職場を解雇されたため同年7月から収入が無くなった。

請求人はA市での保護受給中にB銀行口座を開設したが、未申告と思われる出入金があった。出入金の内容については証明(申告)書のとおりとの申し立てであった。

処分庁は請求人に対し、保護申請受理後に処分庁が訪問調査を行い、保護開始または申請却下を判断すると説明した。

- (イ) 平成29年8月10日 処分庁はA市福祉事務所から、請求人のケース記録写しを受理した。
処分庁は請求人がA市福祉事務所にて、C市の土地家屋について資産活用を指導されていた事実を確認した。
- (ウ) 平成29年8月15日 処分庁は新規訪問調査を行った。しかし、請求人は不在だった。処分庁から請求人へ架電すると、請求人は実家に帰省しており、翌朝に帰宅すると発言があった。
- (エ) 平成29年8月16日 処分庁は再訪問を行った。請求人および妻は在宅しており、処分庁は生活状況の聞き取りを行った。
請求人は足の状態は良くなっており、求職活動をしなければと思っていると発言した。請求人は覚せい剤使用による薬物依存症で過去に通院していたが、現在は通院せずに生活できていると発言があった。請求人は妻について、体調良好で通院をしていないと発言した。
それに対して処分庁は稼働能力の活用について説明を行い、状態が良ければ速やかに、かつ熱心に求職活動を行い活動状況について具体的に報告するよう説明した。
処分庁は請求人に対し、B銀行口座の出入金について詳細の提出を求めた。
処分庁は請求人に対し、妻の在留資格について入国管理局に提出した資料の提出を求めた。
処分庁は請求人の保有するC市の土地家屋について、資産活用が必要であり、具体的な取り組みについて報告するよう説明した。
- (オ) 平成29年8月16日 請求人は入国管理局へ架電し、妻の在留資格の立証資料はすぐに開示されない旨確認したと処分庁へ報告した。
処分庁は入国管理局へ架電した。入国管理局は処分庁に対し、資料の開示については円滑で確実であるため、請求人の申請よりも処分庁の公用請求をするよう助言した。
- (カ) 平成29年8月18日 処分庁は請求人のかかりつけであるD病院に架電した。D病院は請求人の通院状況について、8月は全く通院していないと返答した。
- (キ) 平成29年8月18日 入国管理局より処分庁に架電があり、請求人の妻は就労目的で来日し、平成29年5月8日に請求人の配偶者とし

て在留資格変更を行ったと連絡があった。

(ク) 平成29年8月23日

処分庁はケース診断会議を開催した。請求人は、A市にて保護受給中の指導であった資産活用について未だ履行されていなかった。

また、請求人は、稼働能力を活用しておらず、請求人の妻は何ら阻害要因を見出せないにもかかわらず就労をしていなかった。

このほか、請求人名義のB銀行口座への多額の送金（入）についての説明も不明瞭であり、保護の補足性を語りかねるものであった。

処分庁は、第一義的に活用しうる稼働能力の活用をもって法第4条の要件を欠くため、保護申請却下と判断した。

(ケ) 平成29年8月25日

処分庁はケース診断会議の結果に基づき、請求人に本件決定通知書を特定記録郵便で交付した。

(コ) 平成29年8月25日

請求人が来庁され、B銀行口座の出入金について、証明書を処分庁に提出した。

あわせて、保有する土地家屋について、過去の専属専任媒介契約書を処分庁に提出した。

イ 本件決定の正当性について

請求人は、審査請求の理由として、就労できず生活困窮に至った原因を足の骨折ではなく薬物依存症であり、妻についてもうつ病があると述べている。

しかし、「ア 本件決定に至るまでの経過」に記載のとおり、請求人は薬物依存症の通院をせずに生活できていると述べていた。請求人は骨折の状態が良くなっているため、求職活動をしなければと思っていると述べていた。

請求人は、妻についても、体調良好で通院していないと述べていた。

請求人の保有する土地家屋については、平成29年1月12日付けで専属専任媒介契約をしているが、それ以降、資産活用の努力が見られない。

請求人のB銀行口座への送金（入）についての説明も、協力的な報告はなされなかった。法第4条では、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると定められていることから、本件決定には、違法や不当な点はないことから、本件審査請求は理由なしとして、速やかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年8月3付けの保護開始(変更)申請書には、「足を骨折して仕事をクビになり、元々薬物依ぞんしょうの病気がある為仕事ができずお金がない為」との記載がある。

イ 平成29年8月16日付けのケース記録票には、「請求人がA市で保護受給中に資産活用を行うよう指導を受けていた土地家屋について、相当の期間が経過しており、その後の活用努力状況について、資料があれば添えて報告するよう伝える。請求人より、土地を売ろうにも買い手もないとの申立て。土地家屋の評価についてはC市の業者に依頼したことがあるとのこと。また、遺産は金銭で相続できる状況ではなかったとのこと。」との記載がある。また、「働ける人は能力に応じて働く必要があるので、請求人、特に妻は現在の能力に応じ、熱心に求職活動を行い、具体的な活動内容について資料があれば添えて報告するよう伝える。骨折後の足については、請求人より状態は良くなっており、就労について求職活動をしなればと思ってるとのこと。⇒状態が良いのであれば、速やかに求職活動を行うよう伝える。(中略)いずれも1週間程度を目処に報告をいただけるよう説明する。報告内容や努力内容によっては申請却下となる場合があることを説明する。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第4の1は、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」と定めている。
- (3) 局長通知の第4の2は、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と定めている。
- (4) 局長通知の第4の3は、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」と定めている。

2 本件決定について

(1) 請求人及び妻に稼働能力があるか否かの評価について

処分庁は、平成29年8月16日の訪問時に、請求人から骨折後の足の状態は良くなっているとの申立てがあったことから、請求人及び妻に対し、能力に応じた求職活動を行うよう助言指導したことが認められる。

しかしながら、保護開始(変更)申請書には健康状態は「よくない」との記載があり、「薬物依存症の病気がある」ことを申請理由とする請求人と、同じく健康状態は「よくない」との記載がある妻に稼働能力があるか否かについて、処分庁が、前記1(3)に規定されている評価を行った形跡を見出すことはできない。

(2) 請求人及び妻に稼働能力を活用する意思があるか否かの評価について

処分庁は、平成29年8月16日の訪問時に、求職活動について1週間程度を目途に報告するよう助言指導を行ったにもかかわらず、報告がなかったことから稼働能力を活用する意思がなく、保護の要件を欠くものとして本件決定を行ったことが認められる。

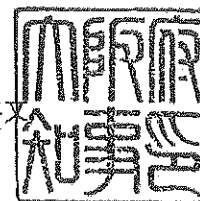
しかしながら、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価にあたっては、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握することが求められるところ(前記1(4))、求職活動に関する報告について同日以外に助言指導した形跡は見当たらず、期日までに報告がないことのみをもって請求人及び妻に稼働能力を活用する意思がないと判断した処分庁の意思決定過程は拙速にすぎると言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年9月24日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日

から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。